

財務省告示第九十三号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十五年二月二十日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。

平成十五年三月七日

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項の適	振替法の適	用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金額	振替単位	発行価格	発行日
利付国庫債券（十年）（第二百四十六回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一〇一号）第十一條第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	簡易生命保険特別会計の積立金	による引受け	額面金額で七百七十五億円	七百七十四億三千八百万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成十五年二月二十日	額面金額百円につき九十九円九
<p>郵政事業庁長官は、払込金額に 加え、次の算式により算出した 金額を第十八号に規定する期日 に払い込むものとする。</p>											

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.8}{100} \times \frac{62}{365}$$

平 成 十 五 年 六 月 二 十 日 を 支 払 期
 と し、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し た
 金 額 を 支 払 う。 た だ し、 支 払 期
 が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き は、
 そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う (以 下、
 次 号 及 び 第 十 五 号 に お い て 規 定
 す る 期 日 に つ い て 同 じ。)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

第 二 期 以 後 の 利 子
 毎 年 六 月 二 十 日 及 び 十 二 月 二 十
 日 を 支 払 期 と し、 各 支 払 期 に お
 い て、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す
 る 利 子 を 支 払 う。

償 還 期 限
 償 還 金 額
 元 利 支 額
 払 場 所
 払 込 期 日
 平 成 十 五 年 二 月 二 十 日
 日 本 銀 行
 額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円

十 三

十 四
 十 五
 十 六
 十 七
 十 八